⑶　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における電気設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上であること（⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

⑷　第１号２⑴④に同じ。

⑸　平成９年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす電気設備の新設工事（工事種目についてシステム一式を施工していること。）を施工した施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。

㋐

１．建物用途　下記のａ）、ｂ）、ｃ）又はｄ）のいずれかに該当する施設

ａ）同種施設　研修施設又は事務所・庁舎

ｂ）類似施設　研修室、会議室、事務室（上級室を含む。）、教室、人文科学系の研究室及びこれらに類する室の合計面積（これらに付属する共用部分を含む）が、申請建物全体の延べ面積の１／２を超える建物

ｃ）複合用途施設１　「ａ）同種施設」と認められる部分の床面積が、「２．延べ面積」以上ある建物

ｄ）複合用途施設２　「ａ）同種施設」と認められる部分の床面積が、申請建物全体の延べ面積の１／２を超える建物

２．延べ面積　15,000㎡以上

３．階　　数　３階以上

４．工事種目　下記ａ）及びｂ）の施工実績を有すること。ただし同一工事での施工実績でなくてもよい。

ａ）電灯設備

ｂ）火災報知設備

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記㋐の施工実績を有し、他の構成員は、下記㋑の施工実績を有すること。

㋑

１．建物用途　㋐１．に同じ。

２．延べ面積　5,000㎡以上

３．工事種目　電灯設備

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑹　第１号２⑴⑥に同じ。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級電気施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　１人の者が、平成９年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす電気設備の新設工事（工事種目についてシステム一式を施工していること。）を施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、建築一式工事における施工経験は含まない。

１．建物用途　施工実績㋐１．に同じ

２．延べ面積　施工実績㋐２．に同じ

３．階　　数　施工実績㋐３．に同じ

４．工事種目　電灯設備

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ただし、経常建設共同企業体にあっては、１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。

また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。

複数の技術者を同時に申請する場合は、申請する全ての者が上記の施工経験を有していること。

③　第１号２⑵③に同じ。

⑻、⑼　第１号２⑴⑦、⑧に同じ。

⑽　第１号２⑶に同じ。

⑾　第１号２⑴⑨に同じ。

３　総合評価に関する事項

⑴、⑶、⑸　第１号３⑴、⑶、⑸に同じ。

⑵　総合評価の方法

①、③　第１号３⑵①、③に同じ。

②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐、㋑のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㋒の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

㋐　技術提案の項目として「電気設備工事における環境負荷低減に配慮した資機材の使用・施工に関する提案」

㋑　工事全般の施工計画

㋒　施工体制（施工体制評価点）

④　②㋐、㋑、㋒の評価項目について、共通仕様書、特記仕様書及び関係法令を遵守し、一般的な施工機械により施工（詳細は入札説明書参照。）及び管理する方法を用いて作業を行う者で、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に標準点（100点）を与え、さらに②㋐の技術提案及び②㋑の施工計画並びに②㋒の施工体制の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。

なお、②㋐の技術提案を行わない者は、②㋑㋒の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。

⑤　②㋐の「電気設備工事における環境負荷低減に配慮した資機材の使用・施工に関する提案」の技術提案については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、Ⅴ（40点）、Ⅳ（30点）、Ⅲ（20点）、Ⅱ（10点）、Ⅰ（４点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。

②㋑の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、施工計画の内容に応じて、Ⅴ（20点）、Ⅳ（15点）、Ⅲ（10点）、Ⅱ（５点）、Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

⑷　⑵②㋐「電気設備工事における環境負荷低減に配慮した資機材の使用・施工に関する提案」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点を減ずる。

４　入札手続等

⑴～⑷　第１号４⑴～⑷に同じ。

⑸　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送もしくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）すること。

①～③　第１号４⑸①～③に同じ。

開札は、平成25年１月９日14時00分　関東地方整備局総務部契約課にて行う。

５　その他

⑴～⑮、⑰、⑱　第１号５⑴～⑮、⑰、⑱に同じ。

⑯　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

６　Summary

⑴, ⑵, ⑷～⑹　The same with notice above (NO. 1)

⑶　Subject matter of the contract : Electric construction work of the Nishigahara training joint government building (tentative name).

○第３号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　西ヶ原研修合同庁舎（仮称）⑿機械設備工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　東京都北区西ヶ原２－２－１